

● 運転資金の確保につきましては、下記をご参考ください。

①浦安市融資制度・経営安定化資金（浦安市内の取扱金融機関から申込み）

融資対象（市内に事業所を有し、1年以上事業を営んでいる中小事業者）

1. 最近3か月の売上高が前年同時期と比較して10パーセント以上減少
2. 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う要因により、令和2年1月以降の売上高が減少し、以下のいずれかの要件に該当すること
 - ・最近1か月の売上高が前年同月と比較して10パーセント以上減少
 - ・最近1か月とその後の2か月を含む3か月の売上高の見込みが前年同時期と比較して10パーセント以上減少することが見込まれること

融資限度額 運転・設備 1,500万円以内

融資期間 7年以内（据置2年を含む） 利子補給 全額（実質利子負担なし）

②セーフティネット保証

第4号 突発的災害（自然災害など） 第5号 業況の悪化している業種

浦安市の認定を受け千葉県信用保証協会セーフティネット保証事業資金
（浦安市内の取扱金融機関から申込み）

③新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

1. 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方
2. 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - (1) 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高
 - (2) 令和元年12月の売上高
 - (3) 令和元年10月から12月の平均売上高

融資限度額 設備資金および運転資金 6,000万円（別枠）

利率（年）基準利率 ただし、3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率1.36-0.9（注）当初3年間は 実質的に無利子（特別利子補給制度により）、4年目以降は基準利率1.36（令和2年3月17日現在、年利%）

ご返済期間 設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内）

運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）

（日本政策金融公庫 船橋支店より融資申込み。または浦安商工会議所経由申込み）

④小規模事業者向けのマル経融資、新型コロナウイルス対策マル経（別枠 1,000万円、

1.21%当初3年間-0.9%）を浦安商工会議所から申込み。

※以上の情報は令和2年3月18日現在のものです。情報は随時更新されますので各ホームページをチェックしてください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。